

犬と散歩をする

ときの3つのルール



リードでつながみましょう

犬を放すことは、東京都の条例により禁止されています。「犬が苦手」「犬がこわい」と思っている人もいますので、よくしつけられた犬や小型犬であっても、犬はリードでつないでください。

また、散歩時の犬のとっさの行動にも対処できるようにリードは短めに持ちましょう。

きちんとコントロールすることができれば、交通事故などから犬を守ることもできます。



トイレは散歩前に家ですませましょう

もし、路上や電柱などにオシッコをしてしまった場合は、直ぐに水で流すほか、ペットシートを持参したり、マナーベルト(オムツ)をつけたりすることも、飼い主としてのマナーです。

フンは必ず持ち帰りましょう

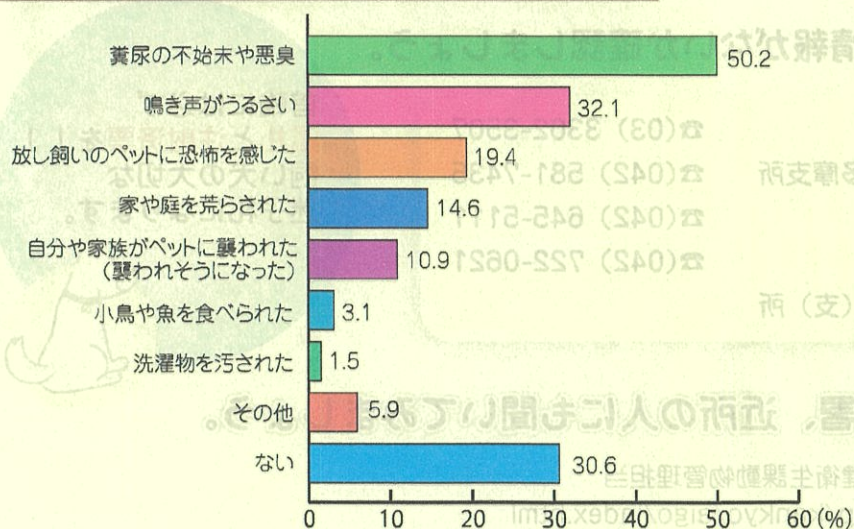
地域環境を清潔に保つためにも、散歩中にした犬のフンは、自宅まで持ち帰ってください。



ペットのフンやオシッコの不始末、放し飼いは、他の人々にとって迷惑となります

ペットのトラブルアンケート

どのようなときにペットを迷惑に感じますか？



複数選択可
回答者数:458人

出典:平成29年度
第4回インターネット都政モニター
「東京におけるペットの飼育」
アンケート結果(抜粋)





知 っ て い ます か ？

もし、飼い犬が人を咬んでしまったら…

- ① ケガの手当てをするなど誠意をもって対応しましょう
- ② 直ちに再発防止を図りましょう
- ③ 24時間以内に事故の発生届を出しましょう

< 動物による事故の発生届出先 >

23区	区の保健所
多摩地域 (八王子市、町田市を除く)	動物愛護相談センター多摩支所
八王子市	八王子市保健所
町田市	町田市保健所
島しょ地域	島しょ保健所各出張所、支所



④ 48時間以内に獣医さんに狂犬病の検診をしてもらいましょう

東京都動物の愛護及び管理に関する条例
(事故発生時の措置)

第29条

- 1 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から **24時間以内に、知事に届け出なければならない。**
- 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から **48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。**

もし、飼い犬が迷子になったら…

至急、下記あて連絡し、犬の情報がないか確認しましょう。

23区	動物愛護相談センター	☎(03) 3302-3507
多摩地域 (八王子市、町田市を除く)	動物愛護相談センター多摩支所	☎(042) 581-7435
八王子市	八王子市保健所	☎(042) 645-5111
町田市	町田市保健所	☎(042) 722-0621
島しょ地域	島しょ保健所各出張所(支)所	

首輪には必ず
鑑札と注射済票を！！
飼い犬の大切な
迷子札になります。



その他、お近くの交番や警察署、近所の人にも聞いてみましょう。

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kanky/aigo/index.html>
 印刷：株式会社シーエスプランニング
 登録番号 第(30)104号